日効採本 国生択 九八三年四月八日(ウィーン)

## 前 文 (略)

# 部 般規定

第一条(この条約の範囲)この条約は、 する。 書及び債務についての国家承継の効果について適用 国の財産、 公文

第三条(この条約の範囲に入る 第二条(用語)

国家承継の場合)

第六条(自然人又は法人の権利及び義務)この条約中の 第五条(他の事項についての承継) 第四条(この条約の時間的適用 関するいかなる問題にも、いかなる点においても影 いかなる規定も、自然人又は法人の権利及び義務に

## 部 国の財産

響を及ぼすものとみなされてはならない。

第八条(国の財産)この部の条の適用上、 第七条(この部の範囲)この部の条は、 産に関する国家承継の効果に対して適用する。 先行国の国 「先行国 一の国 一の財

(b)

国家承継が関連する領域に属していた不動産で

約家文 関債 産等 す務 の財産」とは、

国家承継の日に、

先行国の国内法上

第一〇条(国の財産が移転する日)(略) 第一一条(国の財産の無償による移転)この部の条の規 第九条(国の財産の移転の効果)先行国の国の財産の 定に従うことを条件とし、かつ、別段の合意が関係 先行国の権利を消滅させ、 移転は、この部の条の規定に従うことを条件として その国が所有していた財産、権利及び利益をいう。 国の財産に対する承継国の権利を発生させる。 かつ、承継国に移転した

第一三条(国の財産の保存及び保全)この部の条の規定 第一二条(第三国の財産に対する国家承継の無影響)(略) に移転する国の財産の損傷又は破壊を防止するため の実施上、先行国は、これらの規定に従って承継国 移転は無償で行なわれる。

決められない限り、先行国の国の財産の承継国への 国により行われるか又は適切な国際機関により取り

のあらゆる措置をとる。

国家承継の特定の部類に関する規定

第一四条(国の領域の一部の移譲)Ⅰ の財産の承継国への移転は、両国の間の合意により がその国から他の国に移譲されるとき、 とき、先行国の国国の領域の一部

定められる。 そのような合意が行われない場合、

(a) する。 関連する領域内に所在するものは、 先行国の所有する不動産であって、 承継国に移転 国家承継

(b) 連する領域についての先行国の活動に係るものは 先行国の所有する動産であって、 国家承継が関

**第一五条**(新独立国) l (a) する。 関連する領域内に所在するものは、 承継国に移転する。 先行国の所有する不動産であって、国家承継が 承継国が新独立国である場合 承継国に移転

は、承継国に移転する。在し、かつ、先行国の国の財産となっていたもの つって、 従属していた期間中にこの領域の外に所

承継国に移転する。 したものは、その従属地域の寄与の程度に応じて、 \$ 完在し、かつ、その創設について従属地域が寄与いに含まれず、国家承継が関連する領域の外に先行国の所有する不動産であって、(bに掲げる

(e) 承継国に移転する。連する領域について 国家承継が関連する領域に属していた動 !する領域についての先行国の活動に係るものは、 先行国の所有する動産であって、国家承継が関 |の財産 2

属地域が寄与したものは、その従属地域の寄与のけるものに含まれず、かつ、その創設について従い、先行国の所有する動産であって、(1)及び(e)に掲 度に応じて、承継国に移転する。

となっていたものは、承継国に移転する。 あって、従属していた期間中に先行国の国

3 2 た国以外の国の領域の一部となる場合、先行国の国従属地域がその国際関係について責任を負ってい は、 られる。 の財産の承継国への移転は、1の規定に従って定め される場合、 )れる場合、先行国の国の財産の新独立国への移転新独立国が二又は三以上の従属地域をもって構成 1の規定に従って定められる。

するすべての人民の永久的主権の原則を侵害しては |国との間に締結される協定は、富と天然資源に対||国の国の財産の承継を定めるために先行国と新独||中から3までの規定の適用以外の方法により、先 か、 2

# 第一六条(国の結合) (略

第一七条(国の領域の一又は二以上の部分の分離)1 段の合意を行わない限り、 て一承継国を構成する場合、 の領域の一又は二以上の部分がその国から分離し 先行国と承継国とが別

> (a) する。 関連する領域内に所在するものは、承継国に移転 [の所有する不動産であって、 国家承継が

(b) (c) 承継国に移転する。 先行国の所有する動産であって、国家承継が関 国に移転する。 のに含まれないものは、衡平な割合において承 

3 一及び2の規定は、国家承継の結果生じること ある先行国と承継国との衡平な補償に関する て他の国と結合する場合に適用する。 1の規定は、 国の領域の一部がその国から分離し (J かな

第一八条(国の分裂) 1 国が分裂して消滅し、先行 (a) 先行国の所有する不動産は、そり斤ELト間でし合、当該承継国が別段の合意を行わない限り、の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する場の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する場 る問題をも妨げるものではない。 を有する承継国に移転する。

(b) 外に所在するものは、衡平な割合において承継国の先行国の所有する不動産であって、その領域の は、当該承継国に移転する。 連する諸領域についての先行国の活動に係るもの 先行国の所有する動産であって、国家承継が関 に移転する。

(c)

(d)

げるものではない。 継国の間の衡平な補償に関するいかなる問題をも妨 - 1の規定は、国家承継の結果生じることのある承 国に移転する。 のに含まれないものは、衡平な割合において承継 先行国の所有する動産であって、心に掲げるも

# 玉 の公文書

第一九条(この部の範囲)この部の条は、 公文書に関する国家承継について適用する。

第二〇条(国の公文書)この部の条の適用上、 任務遂行に当って作成し又は受領したものをいう。 種類のいかんを問わない。)であって、先行国がその 管理の下に置いていたすべての文書(その時期及び 公文書として先行国が直接保存していたか又はその 内法上その国に属し、かつ、目的のいかんを問わず の国の公文書」とは、 国家承継の日に、 、先行国の国界上、「先行国

第二一条(国の公文書の移転の効果)

第二四条 (第三国の公文書に対する国家 第二三条(国の公文書の無償による移転)

第二五条 (国の公文書群の一 承継の無影響) 体性の保

第二六条(国の公文書の保存及び保全) 第二七条(国の領域の一部の移譲)1 第二節 国家承継の特定の部類に関する規定

2~5(略 がその国から他の国に移譲される場合、先行国の国紀二七条(国の領域の一部の移譲)1 国の領域の一部 り定める。 の公文書の承継国 への移転は、 両国 の間の合意によ

第二八条(新独立国)1 (a) 書となっていたものは、新独立国に移転する。 あって、従属していた期間中に先行国の国の公文 先行国の国の公文書の一部であって、国家承継 国家承継が関連する領域に属してきた公文書で 承継国が新独立国である場合

(c) 転する。 域に専ら又は主として係るものは、新独立国に移 に掲げるものに含まれず、国家承継が関連する領 、先行国の国の公文書の一部であって、(a)及び(b) 置かれるべきものは、新独立国に移転する。 が関連する領域の正常な統治のためその領域内に

2 先行国の国の公文書の一 部又は適切な写しであっ 承継国に

移転する。

第三八条(新独立国) ]

国が新独立

国である場合

ζĮ 能な限り広くかつ衡平な利益を得るような方法にお れらの国が先行国の国の公文書の当該部分から、可 家承継が関連する領域にとっては関連があるものの の規定に掲げるものに含まれては 先行国と新独立国との間の合意により、こ いな いが 国

公文書中の特定文書の意味を明らかにするために必公文書中の特定文書の意味を明らかにするために必しの規定に従って新独立国に移転した先行国の国の原若しくはその境界を証明するため、又はこの条の原若しくはその境界を証明するため、又はこの条域の権 の中から提供する。 要である利用可能な最善の証拠を、 その国の公文書

5~6(略) 散逸したものを回収するための努力において、いずれかの公文書であって、従属していた期間 る発展の権利、各自の歴史についての情報に対する の間に締結される協定は、それらの国の人民が有す先行国の国の公文書に関して先行国と新独立国と 国と協力する。 B逸したものを回収するための努力において、承継いずれかの公文書であって、従属していた期間中に 先行国は、国家承継が関連する領域に属していた 及び各自の文化遺産に対する権利を侵害して

継国を構成する場合、先行国の国の公文書は承継第二九条(国の結合)二又は三以上の国が結合して一 継国を構成する場合、先行国 はならない。 一承

第三〇条 (国の領域の一又は二以上の部分の分離) 1 (a) 先行国の国の公立合意を行わない限り、 て一国を構成する場合、 るものに含まれず、 が関連する領域の正常な統治のためにその領域内 一の領域の一又は二以上の部分がその国から分離し 先行国の国の公文書の一部であって、 先行国の国の公文書の一部であって、 置かれるべきものは、承継国に移転する。 国家承継が関連する領域に直 先行国と承継国とが別段の 国家承継 (a) に掲げ

2~5(略

第三一条(国の分裂)1 (a) 先行国の国の公文書の一事でいっ、、、合、当該承継国が別段の合意を行わない限り、の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する是の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成するとの領域の部分が二又は三以上の承継国を構成すると 領域の正常な統治のためにその領域内に置かれて、朱統国の国の公文書の一部であって、承継国 る 0 場国

るものに含まれず国家承継が関連する領域に (b) 先行国の国の公文書の一部であって、(a)に 係るものは、 べきものは、承継国に移転する。 承継国に移転する。 直掲 接げ

2~5(略

## 第四 部 国の 債

第三三条(国の債務)この部の条の適用上、「国の債 第三二条(この部の範囲)この部の条は、 とは、先行国の財政上の義務であって、 い他の国、国際機関又は他のいずれかの国際法主 する国家承継の効果に対して適用する。 国の債務に の国際法主体 国際法に従 国の債務」 関

第三五条(国の債務が移転する日) 第三四条(国の債務の移転の効果)

に対して生じるものをいう。

第三六条(債権者に対する国家承継 国家承継の特定の部類に関する規定 の無影響)

2 そのような合意が行われない場合、 第三七条(国の領域の一部の移譲)Ⅰ おいて承継国に移転する。 がその国から他の国に移譲される場合、 債務は、特にその債務に関連して承継国に移転する 定める。 の債務の承継国への移転は、 、権利及び権益を考慮に入れて、 承継 両国の間 場合、先行国の国 先行国 衡平な割合に の合意により 0 国 0

> あって いて別段の合意が行われるのでない限り、 び権益との間の結合関係にかんがみ、 移転しない。 |に係るものと、新独立国に移転する財産、 との間の結合関係にかんがみ、両国の間におぼるものと、新独立国に移転する財産、権利及国家承継が関連する領域における先行国の活 いかなる国の債 国 新独立 0 債務

に陥れてはならない。 その実施は新独立国の基本的な経済上の均衡を危 人民の永久的主権の原則を侵害してはならず、また 1にいう合意は、 富と天然資源に対するすべて 0

第三九条(国の結合)二又は三以上の国が結合して一 継国を構成する場合、 に移転する。 先行国 の国の債務は、

第四〇条(国の領域の一又は二以上の部分の分離)Ⅰ 移転する。 権益を考慮に入れて、衡平な割合において承継国 合意を行わない限り、先行国の国の債務は、 て一国を構成する場合、先行国と承継国とが別段の国の領域の一又は二以上の部分がその国から分離し の債務に関連して承継国に移転する財産、 権利及び 特にそ

て他の国と結合する場合に適用する。 1の規定は、 国の領域の一部 がその から分離

第四一条(国の分裂)国が分裂して消滅し、 合において承継国に移転する。 当該承継国が別段の合意を行わない限り、 領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する場合 権利及び権益を考慮に入れて、 特にその債務に関連して承継国に移転 先行国の 先行 国

## 第六部 第五部 最 紛争 段終規定 の解

附属書